

協議第23号 都市計画の取扱いについて

都市計画の取扱いについて提出する。

平成16年 2月26日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

都市計画の取扱いについて

1. 都市計画区域、用途地域等については、現行のまま新市に引き継ぐ。
2. 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
3. 都市計画審議会については、新市において速やかに設置する。

平成16年 3月26日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		都市計画の取扱い		関 係 項 目	都市計画区域等	
調 整 の 内 容		1. 都市計画区域、用途地域等については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。 3. 都市計画審議会については、新市において速やかに設置する。				
		現 況				調整の具体的内容
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	1. 都市計画区域設定	菊池都市計画区域	無し	無し	泗水都市計画区域	・都市計画区域、用途地域等については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	都市計画区域	1,730ha			2,697ha	
	用途地域	390.9ha			用途地域指定無し	
	（第1種低層）	127.0ha				
	（第2種低層）	73.0ha				
	（第1種中層）	24.0ha				
	（第2種中層）					
	（第1種住居）	73.0ha				
	（第2種住居）	30.0ha				
	（準住居）					
	（近隣商業）	2.9ha				
	（商業）	29.0ha				
	（準工業）	15.0ha				
	（工業）	17.0ha				
	（工業専用）					
2. 都市計画マスタープラン	平成12年 3月策定				平成11年 3月策定	・新市において、住民意向を反映させ、街づくりの基礎となる都市計画の基本的な方針を定めるため、都市計画マスタープランを策定する。
3. 都市計画審議会 委員数	菊池市都市計画審議会条例 13人以内 ・学識経験者 4人以内 ・議会議員 4人以内 ・関係機関・県・住民等 5人以内				泗水町都市計画審議会条例 12人以内 ・学識経験者 4人以内 ・議会議員 3人以内 ・関係機関・県・住民等 5人以内	・新市において、委員数・組織・任期等を調整し、速やかに設置する。
任期	4年間				2年間	

協議第23号 都市計画の取扱いについて 参考資料(関係法令抜粋)

参 考 資 料 (都市計画法抜粋)	
(都市計画区域)	<p>第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、<u>一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。</u>この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。</p> <p>(省略)</p> <p>3 都道府県は、前二項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>(以下省略)</p>
(区域区分)	<p>第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、<u>市街化区域と市街化調整区域との区分</u>(以下「区域区分」という。)を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。</p> <p>(以下省略)</p>
(地域地区)	<p>第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区に必要なものを定めるものとする。</p> <p>一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)</p> <p>(以下省略)</p>
(都市計画を定める者)	<p>第十五条 次に掲げる都市計画(準都市計画区域について定めるものを除く。)は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。</p> <p>一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画</p> <p>二 区域区分に関する都市計画</p> <p>(省略)</p> <p>3 市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ、都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない。</p> <p>4 市町村が定めた都市計画が、都道府県が定めた都市計画と抵触するときは、その限りにおいて、都道府県が定めた都市計画が優先するものとする。</p>
(市町村都市計画審議会)	<p>第七十七条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、<u>市町村都市計画審議会を置くことができる。</u></p> <p>2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。</p> <p>3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。</p>
参 考 資 料 (都市計画地方審議会の組織及び運営の基準を定める政令抜粋)	
(市町村都市計画審議会の組織)	<p>第三条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、<u>学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。</u></p> <p>2 市町村長は、前項に規定する者のほか、<u>関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。</u></p> <p>3 前2項の規定により任命する委員の数は、<u>5人以上35人以内</u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、9人以上35人以内)とするものとする。</p> <p>(以下省略)</p>

協議第23号 都市計画の取扱いについて 参考資料(先進地事例)

団 体 名		合併期日 (予定)	協定(協議)項目 名	調 整 方 針
熊本県	天草合併協議会	H17.1.15	建設関係事務事業の取扱いについて	<p>都市計画については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1)都市計画区域・用途地域等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2)都市計画マスタープランについては、市街化の動向をふまえ、必要に応じて新市において見直しを行う。</p> <p>(3)都市計画審議会については、新市において新たに設置する。</p>
"	宇城西部5町合併協議会	H17.1.15	建設関係事業の取扱いについて	<p>都市計画の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1)都市計画区域等については、現行都市計画区域を引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>(2)都市計画審議会は、新市において新たに設置する。</p> <p>(3)都市計画マスタープラン、緑の基本計画については、新市において新たに策定する。</p>
"	菊池南部四町合併協議会	H17.2.28	都市計画の取扱いについて(継続審議中)	<p>都市計画区域・区域区分・用途地域については現行のまま新市に引き継ぎ、今後ともそれぞれの町が推進してきた市街地の発展を図るものとする。</p> <p>なお、新市においても、想定される影響等についての詳細な分析・調査に速やかに着手し、新市としての発展的一体化を図るための区域区分の設定を行い、新たな都市計画区域及び区域区分については、独自の都市計画区域の指定を目指し、関係機関との調整を行う。</p> <p>都市計画マスタープランについては、新市において新たに作成する。</p> <p>都市計画審議会については、新市において速やかに設置する。</p>